

令和8年度 事業計画

I 基本方針

生活衛生関係事業者(以下、「生衛業者」という。)は、県民生活に密着したサービス、商品提供等を通じて、住民生活の質的向上と地域活性化に重要な役割を担っているところです。

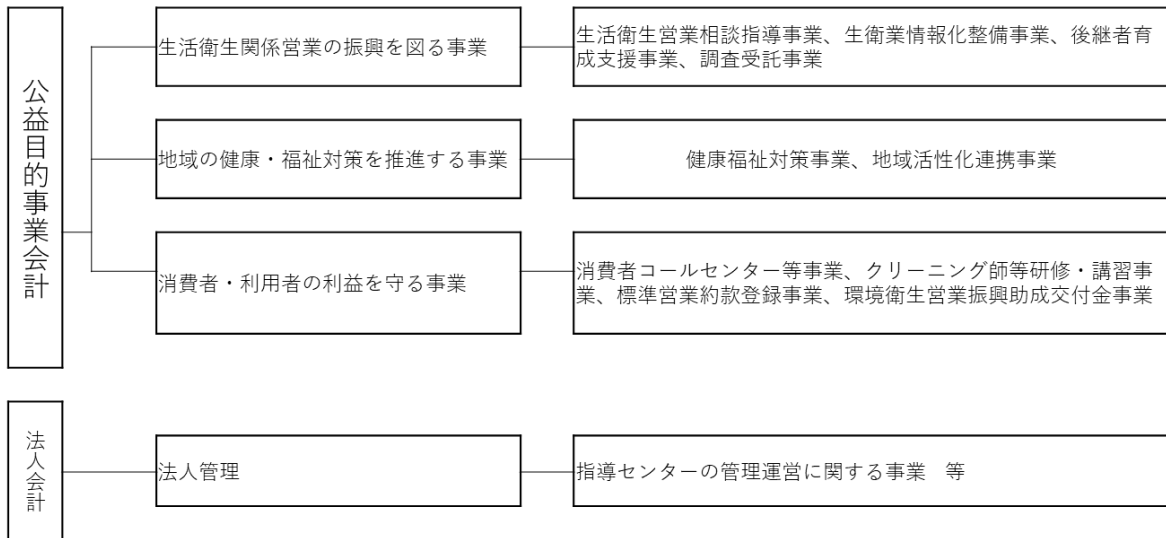
こうした中、公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター(以下、「センター」という。)では、「生活衛生関係営業の適正化と振興に関する法律」等に基づき、県内の生活衛生同業組合(以下、「生衛組合」という。)等と連携し、生活衛生関係営業(以下、「生衛業」という。)の振興、経営の健全化、営業相談・指導、融資の支援、生衛業者が必要とする各種情報収集、発信等を行い、生衛業者の経営健全化や衛生水準の向上のほか、生衛業界の振興をベースとして地域活性化につなげていくとともに、利用者等の利益擁護を図ります。

特に、エネルギー、原材料価格の高騰をはじめとする物価高騰や後継ぎ問題、人材確保に悩む生衛業者への支援に注力します。

また、地域包括ケアシステムへの参画支援や災害時における生衛サービスの提供体制の確立のほか、生衛組合同士の連携による事業や後継者・人材確保等に取り組むなどして様々な課題解決を図り、持続可能な生衛業界の実現に向けて、一歩ずつ取組を進めていきます。

事業実施にあたり、行政機関、日本政策金融公庫(以下、「公庫」という。)、県内各生衛組合、(公財)全国生活衛生営業指導センター(以下、「全国センター」という。)等の関係機関等と連携しながら、関係法令、センターの定款を遵守し、コンプライアンスに基づき、法人運営を行います。

I 事業区分



II 事業内容

I 生活衛生関係営業の振興を図る事業

1 生活衛生営業相談指導事業

国の要綱に基づき設置した生活衛生営業経営指導員（以下、「経営指導員」という。）により、生衛業者に対し、衛生・融資・税務・労務管理等の相談・指導を行います。

(1) 営業相談室（センター相談コーナー）の開設

【数値目標：相談回数 1,400 回】

経営指導員が生衛業者からの衛生・融資・税務・労務管理等の相談を受け、指導助言を行います。

(2) 巡回相談の実施【数値目標：巡回回数 1,500 回】

生衛組合の支部長、経営特別相談員等をはじめ、県内の生衛業者の店舗を巡回し、融資、経営、経理、税務、衛生等に関する相談、情報の提供・現状の収集、意見交換を行います。

遠隔地域（尾鷲・熊野地区など）についても、計画的に巡回します。

(3) 移動相談の実施【数値目標：相談回数 70 回】

相談者の利便性の向上を図るため、県内 2 か所で定期的に移動相談室を設置します。

①移動相談室の設置（県内 2 か所）

ア 三重県四日市庁舎 原則として毎月第 1 木曜日（年 12 回）

イ 三重県伊勢庁舎 原則として毎月第 1 金曜日（年 12 回）

②相談指導顧問（中小企業診断士）制度の実施

中小企業診断士を移動相談室等に年 6 回配置し、生衛業者からの

専門的な経営相談に応じます。(センター事務所 2 回、県四日市庁舎 2 回、県伊勢庁舎 2 回)

(4) 生活衛生営業経営特別相談員研修会の開催

県知事の委嘱を受けた経営特別相談員にとって必要となる基礎的内容の研修会(融資、衛生、経営等)を年 1 回開催します。また、県内における生活衛生関係営業の動向や取組等の知識の習得をめざし、「経営特別相談員スキルアップ研修会」を開催します。

(5) 経営特別相談員指導事業【数値目標：350 件】

経営特別相談員が生衛業者等に対し、融資をはじめ各経営相談・指導を実施します。

(6) 税務研修会の開催

生衛業者に対し、時宜に応じて税務研修会を開催します。

(7) 生活衛生貸付等の融資相談の実施

融資が必要な生衛業者に対して、公庫と連携して、相談者に寄り添った対応と的確かつ迅速な事務処理に努めます。

- ① 生衛組合の振興計画に基づく振興事業貸付の指導助言・推進
- ② 一般貸付についての融資相談及び指導助言
- ③ 生活衛生改善貸付の適正な推進と指導助言
- ④ 市町による利子補給制度の促進

(8) 専門家による経営支援の実施

国の予算(全国センター経由)に基づく経営支援事業(専門家派遣支援)等を活用して、従業員不足、事業承継への対応、デジタル化等に悩む生衛業者に対して、伴走型での支援に努めます。

(9) 衛生水準確保・向上事業の実施

11 月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、全国センター、三重県生活衛生同業組合連合会(以下、「せいえいみえ」という。)、公庫、三重県等関係機関との連携のもと「衛生水準の確保・向上事業」の推進を図ります。

- ① 生衛業や生衛組合に関する取組の周知広報、各生衛組合活動の活性化のための取組を推進します。
- ② 県内各地で実施する情報交換会などの場を活用して地域内の各組合間相互の情報共有を図りながら連携促進を図ることで、生衛組合の活性化を支援します。

2 生衛業情報化整備事業

センターのネットワークを活用し、生衛業者に関する経営指標・各種統計資料・公庫融資制度等の情報を整備し、生衛業者に役立つ情報提供を進

めるとともに、業務のデジタル化をベースとした経営改善の支援等を図ります。

(1) 各種情報提供の実施

全国センター等とのネットワークによる情報の収集、提供を行います。

(2) ホームページの活用【数値目標：ホームページ更新回数 15 回】

【数値目標：ホームページアクセス数 20,000 件】

センターのホームページのほか、せいえいみえのホームページも活用して、制度改正やイベント情報、センター事業等の紹介など、様々な情報発信を行います。

(3) 生衛組合員等向けメールでの情報発信【数値目標：登録者数 250 名】

「せいえい三重ネット・ネット」（メール会員制度）を活用して、ダイレクトに、食中毒警報発令やイベント情報などの情報発信を行います。

(4) 広報誌の発行

センターやせいえいみえが実施する各種取組の紹介、生衛業者にとって有用な情報を発信するため、広報誌「せいえいみえ」を発行します。また、内容については各ホームページでも公開していきます。

(5) デジタル化推進事業の実施

デジタル化を進めようとする店舗の支援のほか、セミナー等を開催します。

(6) 「理事長LINE」、「SKS委員LINE」、「特相員LINE」による情報共有

生衛組合理事長と県センター事務局を結ぶ「理事長LINE」、各組合のSKS（せいえいみえ企画振興委員会）委員と県センター事務局を結ぶ「SKS委員LINE」及び経営特別相談員と県センター事務局を結ぶ「特相員LINE」を構築し、リアルタイムの情報共有を図ります。

3 後継者育成支援事業の実施【数値目標：体験学習の実施 3 業種各 1 回】

若年層への生衛業に対する理解・関心を高めるため、美容業組合が美容師養成学校等で実施する説明会に同席し、当センターの取組等を説明します。

4 調査受託事業（全国センターからの受託事業）

生衛業の経営の健全化や融資制度の充実等に資する基礎資料を得るための調査として、全国センターの委託を受け、生活衛生関係営業の経営状況調査等の市場調査事業を実施します。

【地域の健康・福祉対策を推進する事業】

1 健康福祉対策事業

地域の生衛業者それぞれが住民の健康・福祉の増進のための取組を進める中、各生衛組合と調整し、相互に連携した取組を促進することで、さらなる地域活性化、組織活性化をめざします。

(1) 地域包括ケアシステムへの生衛組合参画に向けた支援

【数値目標：4市町でのモデル事業実施】

持続可能な高齢者向け生活衛生サービスの実現に向けて、各生衛組合が各市町の行政・福祉関係者と協力しながら取り組む地域包括ケアシステムへの参画事業について、円滑かつ実効性ある事業実現に向けて、モデル事業を行うなどの取組を推進します。

(2) 受動喫煙防止対策助成金事業の実施（全国センターからの受託事業）

生衛業者の受動喫煙防止対策を推進することを目的として、労災保険の適用の受けない個人事業主（いわゆる一人親方）が喫煙専用室を設置するなどの措置のために必要な助成金交付に必要なPR等を実施します。

2 地域活性化連携事業

近年発生が想定される県内での大規模災害に備えて、避難所等で必要とされる生活衛生サービスを速やかに提供されるよう、行政機関や生衛組合の関係者等と連携して、各種の取組を推進します。

こうした取組を推進するため、SKS委員会での検討をはかります。

また、各組合が連携して取り組む事業への支援のほか、「海岸一斉清掃活動」について、地域環境の保護と各生衛組合員との交流を兼ねて、令和8年度も引き続き実施します。

【消費者・利用者の利益を守る事業】

1 消費者等コールセンター等事業

消費者代表、生衛業代表、学識経験者及び行政関係者等との意見交換・連絡会議を開催、消費者の声を収集し、事業に活かします。

2 クリーニング師等研修・講習事業（全国センター受託事業）

クリーニング師及びクリーニング業務従事者の資質の向上、知識の習得及び技能の向上を図ることを目的として、クリーニング業法で受講が義務付けられているクリーニング師研修及び業務従事者講習（通信制度）を実施します。また、研修受講率の向上のため、関係機関と連携して啓発活動に努めます。

3 標準営業約款登録事業

【数値目標：標準営業約款登録者数：400件】

標準営業約款制度は、消費者の利益擁護の観点から、理容業、美容業、クリーニング業、麺類業及び一般飲食業など国民の日常生活に密接に関連する生衛業が提供するサービスや技術、設備の内容等を適正かつ明確に表示することにより、利用者や消費者が営業者からサービスや商品を購入する際の選択の利便を図ることを目的とした制度であり、当制度の普及啓発のほか、当該 5 業種に属する営業者から標準営業約款に基づき営業を行うとする旨の申し出があった場合に登録を行います。

(事業内容)

- ① 県等関係機関への広報の掲載依頼
- ② 街頭啓発
- ③ 各組合行事・イベントでの啓発活動
- ④ 個別事業者への登録依頼活動

【指導センターの管理運営等に関する事業】

- 1 理事会、評議員会等の開催による、適正な組織運営
- 2 三重県、県内市町などの行政機関等との緊密な連携による事業の展開
(県内各地での行政との情報交換会開催、保健所担当者会議での意見交換等)
- 3 全国センターが主催する各種会議への出席による情報収集、意見提出
- 4 各生衛組合、公庫等との緊密な連携
- 5 せいえいみえと連携して、県議会や知事等に対する生衛組合、センター等に対する支援要請の実施 など